

平成 29 年 11 月 28 日

運送委託企業 各位

国土交通省北海道運輸局  
厚生労働省北海道労働局  
経済産業省北海道経済産業局  
公正取引委員会事務総局北海道事務所

運送事業者との適正取引及び労働時間のルールへの御理解と御協力をお願い

平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送業は我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、全産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあることなどから、物流を支える運転者の確保が難しい状況が生じているところです。

トラック運送事業者には守るべき労働時間のルール「改善基準告示」が定められており、荷主の指示等を背景とした過労運転等が見られる場合には、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」が適用される場合がございます。

また、運送委託の方法や委託内容によっては独占禁止法や下請法に抵触する場合もございます。

このため、国土交通省、厚生労働省、経済産業省及び公正取引委員会において、運送委託者の皆様に向けたリーフレット等を作成いたしました。

つきましては、趣旨を御理解いただき、社内周知等に御協力を賜りたく、お願い申し上げます。

《問い合わせ先》

- 国土交通省北海道運輸局自動車交通部貨物課  
☎ 011-290-2743
- 厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課  
☎ 011-709-2311 内線 3542
- 経済産業省北海道経済産業局産業部中小企業課  
☎ 011-709-2311 内線 2579
- 公正取引委員会事務総局北海道事務所  
☎ 011-231-6300